

# 第 1 章 計画の趣旨

## 1 策定の趣旨

少子高齢化が進み、経済活動の成熟化など急速に変化する社会情勢の中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置付けられ、1999 年(平成 11 年)男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市におきましては、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき 2001 年(平成 13 年)に「奈良市男女共同参画計画」を策定し、2003 年(平成 15 年)3 月には「奈良市男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、2011 年(平成 23 年)に「第 2 次奈良市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて作成した実施計画に基づき、様々な施策に取り組んできました。

実施計画では、特に重要となる事業を中心に目標値の設定を行い、各種事業に取り組んできましたが、目標が達成できた事業は、ほぼ半数に留まりました。しかしながら、未達成の事業の半数は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた結果であるものと考えられます。

ただし、達成できなかった事業の中でも、男女共同参画社会の実現に向けての重要な指標の一つである「市が設置する審議会等の女性委員の登用率」が、後期実施計画の中間年である平成 30 年には、目標値の 35%を一旦達成したものの、その後、連続して減少している状況は看過できないことから、「あらゆる意思決定の場への女性の参画」を浸透させるための取り組みに、より一層力を注ぐことが必要です。

一方、平成 21 年に実施した市民意識調査では、性別による固定的な役割分担意識(男は仕事、女は家庭という考え方)についてみると、否定的な人の割合が 49.9%でしたが、令和元年に実施した結果では 71.5%となり、近年の社会経済情勢の変化も加わり、この 10 年で市民の意識が大きく変わってきたことがうかがえます。

このような中、「第 2 次奈良市男女共同参画計画」の計画期間が令和 3 年度で終了することから、新たなステップとして「第 3 次奈良市男女共同参画計画」を策定しました。

今後もこれまでの施策を継承しつつ、経済構造や社会情勢の変化により新たに発生する課題や、女性に対する暴力や女性の貧困などコロナ禍で顕在化した問題等に対処するため、様々な施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 2 計画の基本理念

この計画は「奈良市男女共同参画推進条例」第3条に規定する、次の6つの事項を基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会の制度及び慣行が及ぼす影響を中立的なものとする配慮
- ③ 方針の立案及び決定に対等に参画する機会の確保
- ④ 家庭生活における活動とその他の活動を共に行えること
- ⑤ 性と生殖に関する自己決定の尊重と生涯を通じた健康への配慮
- ⑥ 国際的な取り組みとの協調

## 3 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念をふまえた「奈良市男女共同参画推進条例」第9条に定める男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、「市町村男女共同参画計画」に位置付けます。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」に位置付けます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」に位置付けます。

## 4 計画の期間

令和4年度からの5年間とし、目標達成の年を令和8年度とします。ただし、社会情勢の変化や女性を取り巻く状況の変化などに応じて見直しを行います。